時価と異なる価額でファンド（組合等）から組合員が資産を取得する場合の取扱い

組合員C社が、LPSの有価証券（時価1,000）を対価700で取得する例



差額300を持分で区分

持分割合：C社95%・D社5%



自己持分に対応する差額

300 × 95% = 285

受贈益は生じないとする整理

受贈益の検討対象

300 × 5% = 15

時価50 − 対価35 = 15

※ 自己持分と他の組合員持分を区分する、本記事の実務上の整理に基づく概念図です。
※ 持分割合はC社95%・D社5%とし、優先分配等の特別な定めはないものとします。金額は設例上の数値です。